

## ○ 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン 改正案（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠を示す目的 (略)</p> <p>(2) 対称となる接続料 (略)</p> <p>(3) 接続料の構成 (略)</p> <p>(4) 接続料の算定期間等 接続料の算定期間は、原則として1年とする。接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行う。 <u>ただし、第2の3の③及び④に掲げる機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断される場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行う。</u> <u>なお、総務省は、接続料の算定期間等が、第3の1(1)のア及びイに示す基本的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う。</u></p> <p>(5) 用語 (略)</p>	<p>第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠を示す目的 (略)</p> <p>(2) 対称となる接続料 (略)</p> <p>(3) 接続料の構成 (略)</p> <p>(4) 接続料の算定期間 接続料の算定期間は、原則として1年とする。接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行う。</p> <p>(5) 用語 (略)</p>
<p>第5 事業者間協議における留意事項</p> <p>(1) 接続料の水準 (略)</p> <p>(2) 標準的接続箇所の設定等 (略)</p>	<p>第5 事業者間協議における留意事項</p> <p>(1) 接続料の水準 (略)</p> <p>(2) 標準的接続箇所の設定等 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(3) 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間 (略)</p> <p>(4) 接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法 (略)</p> <p><u>(5) 接続料の精算方法</u></p> <p><u>ア 接続料は、原則として第3に示す考え方に基づいて算定され、算定作業のために相当程度の期間が必要であることを考えると、適用年度開始までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定値として前年度適用接続料を採用し、暫定値に基づく既払接続料につき、確定値との間の差分の精算を行うことは合理的と認められる。</u></p> <p><u>イ しかしながら、第3(4)に示す考え方に基づいて、接続料の算定期間について適用年度の実績値を基に接続料の算定を行う場合は、暫定的な支払額として、前年度適用接続料に替えて合理的な暫定値<sup>6</sup>を用いることにより、接続事業者にキャッシュフローの面で過大あるいは不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。</u></p> <p><u>ウ 暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その暫定値のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明を行うことが望ましい。</u></p> <p><u>(脚注6) 合理的な暫定値の設定については、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額等とする考え方が挙げられる。なお、接続料の確定後は、二種指定事業者と接続事業者との間において、速やかに精算することが適当である。</u></p>	<p>(3) 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間 (略)</p> <p>(4) 接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法 (略)</p>